

公共工事前払金における信託終了と 預金払戻請求権と破産債権による相殺の可否

——二つの高裁判決（福岡高判平成21・4・10および
名古屋高裁金沢支判平成21・7・22）を契機として——

今 尾 真

はじめに

- 1 公共工事前払金に関する信託の成立……最一小判平成14・1・17民集56巻1号20頁（以下「平成14年最判」）
→公共工事の請負者が、「公共工事前払金保証事業に関する法律」（以下、「保証事業法」という）12条1項に基づき、保証事業会社の保証のもとに地方公共団体等から支払われた前払金につき、地方公共団体等を委託者兼受益者、請負者を受託者とする信託が成立する上で、請負者が破産した場合でもこの前払金は信託財産であって破産財団に帰属しないので、保証事業会社がその取戻権を有すると判示。
- 2 平成14年最判以降の学説動向
→地方公共団体等を受益者とすることに疑問を提起する見解もあったが、この平成14年最判が出されて以降、学説の多くは、この判決の理論枠組みを肯定的に受け入れ。
- 3 新たな紛争類型の登場……公共工事前払金にかかる預金払戻請求権と破産債権との相殺可否
→結論の異なる二つの高裁判決（①福岡高判平成21・4・10金法1906号104頁〔以下「①判決」〕、②名古屋高裁金沢支判平成21・7・22金法1892号45頁〔以下「②判決」〕）が出された。
- 4 本件の問題点
→信託終了後の残余財産が破産財団に帰属する時期はいつか、換言すれば、請負者（破産者）が金融機関に当該預金の払戻しを請求しうる時期が請負者の破産手続開始前か後か、破産法71条1項1号の適用可否が問題とされていた。
- 5 本報告の問題意識
→上記問題点の前提段階における信託の成立・その内容についての平成14年最判の判断枠組みの再検証、一般論として信託終了後の法律関係の解明、その上で本件中心問題（残余財産における金融機関による相殺可否）をめぐる裁判所の判断枠組みおよびその当否など、本件のような信託について全体的に考察を試みたい。

一 二つの高裁判決の概要

1 ①判決（福岡高判平成21・4・10金法1906号104頁）

(1) 事実の概要

平成19年4月24日、Aは、B県との間で河川の砂防護岸工事の請負契約（以下、「本件請負契約」という）を、同年5月8日には、保証事業法に基づきC保証事業会社との間で本件請負契約においてBがAに支払う前払金（以下、「本件前払金」という）につき保証契約を締結した。同年5月15日、AがY銀行に開設したA名義の口座（以下、「本件口座」という）に、Bより前払金として1,696万8,000円の振り込みがなされた。その後、Aの経営状態悪化により本件請負契約による工事続行が不可能となったため、同年7月2日、Bは、本件請負契約を解除し、AおよびCとの間で本件請負契約に基づく工事の出来高が1,590万8,850円であることを確認し、Cに対して前払金から出来高を控除した残額105万9,450円の履行を求め、これがCよりBに支払われた。同年8月3日、Aは破産手続開始の申立てをし、同月22日、破産手続開始決定を受けて、Xが破産管財人に選任された。同年9月21日、Cは、保証債務履行による求償権に基づき本件口座から105万9,450円の支払いを受け、本件口座の残高は194万4,277円となった（以下、「本件預金」という）。その後、Yは、平成20年1月10日付の内容証明郵便により、YがAに対して有する債権と本件預金とを対等額で相殺した旨の相殺通知書をXに発送したのに対して、XからYに対し、同年1月17日付内容証明郵便により、本件預金の払戻しの請求がなされたが、Yがこれを拒絶した。

そこで、Xは、平成14年最判を引用して、Bを委託者、Aを受託者、本件前払金を信託財産とし、これを当該工事の必要経費の支払いに充てることを目的とした信託契約が成立するとした上で、本件前払金がAの口座に振り込まれただけでは請負代金の支払いがあったとはいえ、実際に本件口座からAに払い出されることによって当該金員はAの固有財産に帰属することになるので、Aが破産手続開始決定を受けた時点で本件預金はいまだAに払い出されておらず、Aの固有財産には帰属していない（破産手続開始決定後は本件預金は破産財団に帰属する）以上、破産手続開始決定後のYによる相殺は、破産法71条1項1号の相殺禁止に該当すると主張した。これに対して、Yは、本件前払金に関して信託が成立することを前提に、工事出来高が確認され、返還すべき余剰金を超える預金額の存在が確定した時点で、これは当然に信託財産から除外される趣旨の信託である（Aの固有財産に帰属する）などと反論して、争ったのが本件である。

原審（福岡地判平成20・11・20判時2075号46頁）は、出来高が確認され、Cに払い戻される金額の確定により、この金額の範囲内で信託関係は存続するが、余剰金である本件預金についてはもはや信託関係は存続せず、その結果、本件預金は、破産手続開始決定前にAに帰属しているから、Yの相殺は破産法71条1項1号の相殺禁止に該当しないとして、Xの請求を棄却した。

(2) 判旨

「本件前払金から上記請負代金額を控除した金額を支払った後の本件口座の残預金（利息を除く。以下「剰余金」という。）は、未払の請負代金にほかならず、Aに帰属すべきものといえる。

そこで剰余金がAに帰属する時期がいつであるかが問題となるところ、……平成19年7月10日、B、A及びCとの間で、本件工事の出来高が1,590万8,550円と確認され、Bは同出来高部分の引渡しを受けた……のであるから、同日以降、Aは、剰余金につき、請負代金として、Yに対して払出しの請求をなし得たものと解される。しかし、Aはかかる手続を行わず、平成20年1月17日付け請求書でYに対し払戻しを請求するまでの間、剰余金を本件口座に預け入れたままにしており、また、Cも、同年8月3日、Bに保証金を支払ったことにより、同保証金の額を限度として、Aに対して求償権を取得し、これを行行使するためBに代位して本件口座に係る預金債権を取得した……のであるから、Aに対し、旧信託法63条に基づく信託（以下「法定信託」という。）事務の履行として、剰余金の払出手続をなすよう求めることが可能であった（旧信託法28条参照）のに、これをしていない。かかる事実を本件口座開設ないし本件信託財産清算の一連の経緯と併せ考慮すると、B及びAは、本件確認等がなされた時点で、本件口座から剰余金の払出手続を行った上、これをAに帰属させるのが迂遠であったことから、本件口座に剰余金を預け入れたままAに帰属したとする処理を選択し、おって本件Cもこれに同意したものと解される。

一方、法定信託は信託財産についての清算事務処理に必要な範囲でのみ存続させれば足りると解されるところ、上記のとおりBに代位して本件口座に係る預金債権を取得した本件Cに対する払戻手続の範囲では、法定信託を存続させる必要があるものの、Aに帰属するものと合意された剰余金19万4,277円（本件預金）については、上記にみたとおりAの固有資産なのであるから、信託関係にはないものと解すべきである」。

以上のように判示して、原審判決を正当として、Xの請求を棄却した。

*なお、信託の成立につき当事者は争っていないが、原審は、平成14年最判を引用して本件前払金に関して信託が成立するとする。

2 ②判決（名古屋高裁金沢支判平成21・7・22金法1892号45頁）

(1) 事実の概要

平成19年10月29日、Aは、B市との間で公園整備工事の請負契約（以下、「本件請負契約」という）を、同日、保証事業法および前払金保証約款に基づきC保証事業会社との間で本件請負契約においてBがAに支払う前払金（以下、「本件前払金」という）につき保証契約を締結した。また、同日、Aは、この前払金の預託金融機関としてY銀行にA名義の口座（以下、「本件口座」という）を開設した。同年11月26日、Bより前払金として7,276万円の振り込みがなされた。平成20年2月29日、Bは、Aが本件請負契約による工事を続行することができなくなったため、本件請負契約を解除した。同年3月10日、Aは破産手続開始の申立てをし、同月14日破

産手続開始決定を受け、Xが破産管財人に選任された。同月24日、Yは、Aに対する複数の貸金債権（合計1,579万8,661円。以下、「本件貸金債権」という）を有しているとして、破産裁判所に対し破産債権の届出をした。同年4月1日、BはXとの間で、本件請負契約における工事出来高確認を行い、本件工事の出来高が1,500万4,500円であり、本件前払金727万円を超えていることを確認した。同月8日、Cは保証債務が発生しないことが確定したため、Yに対し本件口座からの払出しの制限を解除した。同月15日、XはBに本件工事の目的物を引き渡した。Yは、同月23日差出しの内容証明郵便により、Xに対し、本件貸金債権をもって、本件預金（残高699万3,015円）の払戻請求権と対等額で相殺する旨の意思表示をなした。

そこで、Xは、Yの相殺は、破産債権者が破産手続開始後に負担した債務を受働債権とする相殺を禁止する破産法71条1項1号により無効であるとして、本件預金の払戻しの請求をした。これに対して、Yは、本件前払金につき信託が成立することを前提としつつ、前払金の過払いがあれば、BないしCは信託法理を主張して本件預金から優先回収を図ることになるが、前払金の過払いが存在しない本件では、本件預金はAの通常の預金にすぎないから、Yが反対債権と相殺するにつき何の制限もないなどと主張して争ったのが本件である。原審（福井地判平成21・1・20）は、Yの相殺の主張を排斥し、Xの請求を認容した。

(2) 判旨

*本判決は、前提として、前払金に関する信託の成立に関して、平成14年最判を引用してその成立を認める。

「……残余財産がその帰属すべき者に対して移転する時期については、信託が終了し、かつ、残余財産の帰属すべき者に対して帰属すべき残余財産が特定されれば、その時点で即時に、残余財産の帰属すべき者に対して権利移転が生じるものと解するのが相当である。本件における前記の経過からすれば、少なくとも本件相殺前までは、本件預金は破産財団に帰属しているものといえることができる。その帰属時期、すなわち、信託が終了し、かつ、残余財産が特定された時期が、破産手続開始決定の後である場合には、破産法71条1項1号により、破産債権との相殺が禁じられることになる。」

「……前払金の支払の制度は、……請負者の資金調達を確保するとともに、請負契約解除の場合に地方公共団体が確実に前払金の返還を受けられるようにすることが目的であるところ、本件請負契約が解除された時点では、出来高の金額が明らかであるとはいえないが、その後、上記の出来高確認が行われた時点で、Bに返還されるべき前払金が存在しないことが確認されたものである。この出来高確認の結果、破産財団に帰属すべき残余財産の額も確定したものといえ、また、出来高確認の時点までに請負者たるAの公共工事にかかる資金確保の必要性及びBに対する前払金の確実な返還の必要性は失われているものと解することができる。」

よって、上記の出来高確認よりも前の時点では、本件信託契約の目的を達成し又は目的を達成することができなくなったとして信託が終了した上、破産財団（X）に帰属すべき残余財産が特定したものと解することはできず、未だ残余財産として破産財団には移転していな

公共工事前払金における信託終了と預金払戻請求権と破産債権による相殺の可否

いというべきである。

「……平成20年4月1日に行われた出来高確認より前の同年3月14日の破産手続開始決定の時点では、未だ本件預金は破産財団に帰属していないものというべきであり、本件預金の払戻請求権の債務者であるYは、破産手続開始後に、破産財団に対して本件預金に係る債務を負担したものであるから、破産債権である本件貸金債権との本件相殺は、破産法71条1項1号の相殺禁止条項に該当し、これを行うことができない。」

以上のように判示して、原審判決を正当として、Xの請求を認容した。

二 公共工事前払金の帰属をめぐる法律関係—信託の成立

1 従来の見解

(1) 下級審裁判例

〈事案モデル〉

発注者が請負契約を解除し保証事業会社が発注者に前払金を返還（保証債務を履行）し、保証事業会社が前払金専用口座が開設されている金融機関から払戻しを受けた場合に、請負者（破産会社）の破産管財人が、保証事業会社ないし金融機関を被告として、払戻金の返還を求めるケース。

① 大阪地判平成7・8・23判タ900号240頁……法定代位類似の関係

② 大阪地判平成10・9・3金判1073号32頁……否認権構成

※前払金残金に対する破産管財人の優先権を認めた唯一の裁判例。

③ 大阪高判平成11・4・30金法1577号36頁（②判決の控訴審）……商事留置権構成（保証事業会社の別除権行使）

④ 東京地判平成11・11・29金判1087号40頁

⑤ 東京高判平成12・10・25判時1753号38頁

⑥ 名古屋地裁豊橋支判平成12・2・8金判1087号49頁

（平成14年最判の原々審）

} ……信託的構成

→発注者を委託者兼受益者、請負者を受託者とする信託または信託類似の関係と捉えて、旧信託法16条の趣旨を類推適用し、預金については受託者に相当する請負者（破産会社）の破産によって、これが破産財団に帰属することはないとして、保証事業会社に前払金残金の取戻権を認める。

⑦ 名古屋高判平成12・9・12金判1109号32頁（⑥判決の控訴審⇒後記平成14年最判の原審）

……質権的構成

(2) 下級審裁判例に対する学説の反応

ア. 否認権構成等（②③判決）に対して

共同研究：差止請求権に関する横断的考察

→否認権行使に関する破産法上の争いに左右され、また、前払金残金が破産財団に帰属することが前提となると、保証事業会社が前払金を保持する根拠（商事留置権）に問題が生ずる。

イ. 質権的構成（⑦判決）に対して

→前払金に対する質権の成立を認めることは、当事者意思に合致するといえるが、要物性や第三者対抗要件の点で通常の質権とバランスを欠くとともに、質権類似の担保権が成立と解する場合でも、これは約款（当事者の合意）に依拠するため第三者対抗力の点でこうした権利を第三者に対抗できるかは疑問とされる。

ウ. 信託構成（④⑤⑥判決）に対して

→上記アおよびイの問題点から、本件モデル事案のような場合には、信託構成で問題処理を図るのが妥当。

2 最一小判平成14・1・17民集56巻1号20頁一信託構成

(1) 平成14年最判の概要

ア. 〈事案〉

請負者Aは、発注者B県（愛知県）との間で公共工事（水源森林総合整備事業）に関する請負契約を締結し、公共工事前払金保証制度により、Bから前払金の支払いを受けるため、保証事業会社Y1との間で、保証事業法および前払金保証約款（前払金につき④Y1が業務委託契約を締結している金融機関（Y2はこれに該当）の別口普通預金口座への預入、⑤Aはそれの適正使用および払出しに際してY2への資料提出、⑥Y1による使途の監査、⑦適正使用の場合のY1によるY2への払出し中止措置等が定められていた）に基づきBのためにAのBに対する前払金返還債務につきY1が保証する旨の契約を締結した。これにより、Bから本件工事の前払金が、AがY2信用金庫に開設した別口普通預金口座に振り込まれた。ところが、Aの営業停止・工事続行不能に陥ったので、Bが本件請負契約を解除・前払金残金の返還を請求し、Y1からその支払いを受けた。その後、Aは破産宣告（現行法では「破産手続開始決定」）を受け、Xが破産管財人に選任された。Xは、Aの本件別口預金口座の残高の払戻しを請求したが、Y2はY1との業務委託契約によりY1の承諾がなければ払戻しできないとしてその請求に応じなかったため、Y1に対して本件預金につきXが債権者であることの確認等、およびY2に対して本件預金の支払いを求めたのが本件である。

なお、原々審（⑥判決）・原審（⑦判決）は上記のとおり。

イ. 〈判旨〉

「AはもちろんBも、本件保証約款の定めるところを合意内容とした上で本件前払金の授受をしたものというべきである。このような合意内容に照らせば、本件前払金が本件預金口座に振り込まれた時点で、BとAとの間で、Bを委託者、Aを受託者、本件前払金を信託財産とし、これを当該工事の必要経費の支払に充てることを目的とした信託契約が成立したと解するのが相当であり、したがって、本件前払金が本件預金口座に振り

公共工事前払金における信託終了と預金払戻請求権と破産債権による相殺の可否
込まただけでは請負代金の支払があったとはいえ、本件預金口座からAに払い出されることによって、当該金員は請負代金の支払としてAの固有財産に帰属することになるといふべきである。」

「この信託内容は本件前払金を当該工事の必要経費のみに支出することであり、受託事務の履行の結果は委託者であるBに帰属すべき出来高に反映されるのであるから、信託の受益者は委託者であるBであるといふべきである。

そして、本件預金は、Aの一般財産から分別管理され、特定性をもって保管されており、これにつき登記、登録の方法がないから、委託者であるBは、第三者に対しても、本件預金が信託財産であることを対抗することができるのであって（信託法3条1項参照）、信託が終了して同法63条のいわゆる法定信託が成立した場合も同様であるから、信託財産である本件預金はAの破産財団に組み入れられることはないものといふことができる（同法16条参照）。」

ウ. 論理構成

① 信託の成立（旧信託法1条※→現行法2条1項）

i) 財産権の処分……BからAへの前払金支払い⇒要件充足。

ii) 当該財産を他人（受託者）が一定の目的に従い管理または処分をさせること（＝目的拘束性）

……ABが前記①～④を内容とする保証約款の定めに従うことの合意⇒要件充足。

※旧信託法1条

「本法ニ於テ信託ト称スルハ財産権ノ移転其ノ他ノ処分ヲ為シ他人ヲシテ一定ノ目的ニ従ヒ財産ノ管理又ハ処分ヲ為サシムルヲ謂フ」

② 信託の内容

……発注者（B）を委託者兼受益者、請負者（A）を受託者、本件前払金を信託財産とし、これを本件公共工事の必要経費の支払いに充てることを目的とする内容。

③ 受託者破産時における信託財産の破産財団への不帰属の根拠—保証事業会社の取戻権

i) 根拠条文を旧信託法16条（→現行信託法23条1項）に求める

……同条は信託財産が受託者個人の債務の引当てにならない旨を規定しており、この理は受託者破産時のも同様に妥当する。

※旧信託法16条

「信託財産ニ付信託前ノ原因ニ因リテ生シタル権利又ハ信託事務ノ処理ニ付生シタル権利ニ基ク場合ヲ除クノ外信託財産ニ対シ強制執行、仮差押若ハ仮処分ヲ為シ又ハ之ヲ競売スルコトヲ得ス

②前項ノ規定ニ反シテ為シタル強制執行、仮差押、仮処分又ハ競売ニ対シテハ委託者、其ノ相続人、受益者及受託者ハ異議ヲ主張スルコトヲ得……略……」

ii) 破産管財人の「第三者」性の承認

……前払金預金は登記・登録方法がない財産であることを理由に、Aの一般財産から分別管理され、特定性をもって保管されることにより、Bは本件前払金預金が信託財産であることを破産管財人Xに対抗できる。⇒受託者の破産管財人が第三者に該当（公示なくして対抗）することを前提。

(2) 平成14年最判の意義

ア. 本件のような事案処理の法律構成につき多様に分かれていた下級審判決を統一した（信託法理による）。

イ. 当事者が信託と認識していなかった場合でも、かつ、信託銀行以外の金銭預託について、信託の成立を認めた点で、信託法理の広がりを予測させる。

ウ. 受託者破産時における信託財産の破産財団への不帰属の根拠を明らかにした。

(3) 残された課題—理論的問題と射程

ア. 信託（擬制信託ないし法定信託）の成立要件如何……第三の要件の定立可否？

イ. 受益者を誰とみるか……端的に信託財産から支払いを受ける者（下請負者や材料供給者）ではないか？

ウ. 本判決の射程範囲……他人のために金銭を保管すべき者が自己名義で預金をする様々な態様にも及ぶか？

3 本件二つの高裁判決—信託の成立を中心に

(1) ①判決

→信託の成立に関する具体的説示はなく、第1審判決（福岡地判平成20・11・20判時2075号46頁）の判断（平成14年最判を引用して信託が成立する）を踏襲（原告・被告ともこの点は争っていない）。

(2) ②判決

→本件事実から具体的事情を抽出して、平成14年最判の論理に当てはめて信託の成立を肯定。

ア. 信託の成立（新信託法2条1項・同3条1号※）

i) 「財産の譲渡」等……BからAへの前払金の支払い→要件充足。

ii) 目的拘束性

〈判断ファクター〉

① 前払金を工事の必要経費以外の支払いに充当しない旨のBの工事請負契約約款にABともに合意。

② 保証事業会社との保証契約の締結と保証事業会社によるAの前払金適正使用に対する監査の義務付け。

公共工事前払金における信託終了と預金払戻請求権と破産債権による相殺の可否

- ㉓ 前払金をAの別口普通預金として預入れ。
- ㉔ 前払金の払戻しの方法、保証事業会社による用途の監査、不適正使用の場合の払戻し中止措置の定め。

……上記㉓～㉔の要素が見いだせる→要件充足。

※現行信託法の規定

第2条

「この法律において「信託」とは、次条各号に掲げる方法のいずれかにより、特定の者が一定の目的（専らその者の利益を図る目的を除く。同条において同じ。）に従い財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべきものとするをいう。

2 この法律において「信託行為」とは、次の各号に掲げる信託の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。

- ① 次条第一号に掲げる方法による信託同号の信託契約

……略……」

第3条

「信託は、次に掲げる方法のいずれかによってする。

- ① 特定の者との間で、当該特定の者に対し財産の譲渡、担保権の設定その他の財産の処分をする旨並びに当該特定の者が一定の目的に従い財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべき旨の契約（以下「信託契約」という。）を締結する方法

……略……」

イ. 信託の内容

……BからAの預金口座に前払金が振り込まれた時点で、BとAとの間で、Bを委託者兼受益者、Aを受託者、本件前払金を信託財産とし、本件工事の必要経費の支払に充てることを目的とした信託契約が成立したものと解される（平成14年最判引用）。

- (3) 平成14年最判との関係—前記2(3)残された課題に対する対応

三 信託終了後の前払金の帰属をめぐる法律関係

1 信託終了後の財産の帰属をめぐる従来の学説

- (1) 独自性肯定説（四宮・能見）

→信託の終了によって当然に財産が帰属権利者に物権的に帰属するわけではない。

(2) 意思主義説（道垣内）

→物権変動につき意思主義の原則を採用する以上、移転すべき信託財産が特定している限り、即時に権利移転が生じる。

2 二つの高裁判決

(1) 信託の終了時期および残余財産の帰属時期

ア. ①判決

「平成19年7月10日、B、A及びCとの間で、本件工事の出来高が1,590万8,550円と確認され、Bは同出来高部分の引渡しを受けた……のであるから、同日以降、Aは、剰余金につき、請負代金として、Yに対して払出しの請求をなし得たものと解される。」
「B及びAは、本件確認等がなされた時点で、本件口座から剰余金の払出手続を行った上、これをAに帰属させるのが迂遠であったことから、本件口座に剰余金を預け入れたままAに帰属したとする処理を選択し、おって本件Cもこれに同意したものと解される。」
「Aに帰属するものと合意された剰余金194万4,277円（本件預金）については、上記にみたおりAの固有資産なのであるから、信託関係にはないものと解すべき」

⇒工事の出来高の確認時期をもって、前払金の預入れをめぐる信託関係の終了時期と捉えている。

イ. ②判決

「残余財産がその帰属すべき者に対して移転する時期については、信託が終了し、かつ、残余財産の帰属すべき者に対して帰属すべき残余財産が特定されれば、その時点で即時に、残余財産の帰属すべき者に対して権利移転が生じる」
「本件請負契約が解除された時点では、出来高の金額が明らかであるとはいえないが、その後、上記の出来高確認が行われた時点で、Bに返還されるべき前払金が存在しないことが確認されたものである。この出来高確認の結果、破産財団に帰属すべき残余財産の額も確定したものといえ」
「上記の出来高確認が行われた時点で、Bに返還されるべき前払金が存在しないことが確認されたものである。この出来高確認の結果、破産財団に帰属すべき残余財産の額も確定したものといえ」

⇒工事の出来高確認を実施した時期をもって、信託目的である「前払金の確実な返還」が達成されるので、信託は終了する。

(2) 両判決の結論における差異の決め手

ア. 共通の判断基準

① 理論的前提

→信託終了後の財産帰属時期をめぐる見解のうち、両判決とも意思主義説を採用。

② 具体的判断基準

→出来高確認時期をもって信託終了の時期とする。結果、残余財産の帰属権利者への帰属時期も同時期。

イ. 結論における分かれ目

→破産手続開始決定の時期が出来高の確認時期の前後かどうか、すなわちそれが前であれば破産法71条1項1号の相殺禁止が適用され、後であれば適用されない（金融機関は相殺可）。

四 若干の検討

1 信託の成立・内容について

(1) 前払金に関する信託の成立時期

ア. 旧信託法1条※をめぐる議論

信託契約は要物契約であり、財産の実質的移転があつて初めて成立し効力が生ずるという立場が有力。

→①判決は、旧信託法適用下での事件であつたので、信託の成立時期も、要物性から財産の移転時すなわち前払金の支払時としても問題はなかつた。

※旧信託法1条

「本法ニ於テ信託ト称スルハ財産権ノ移転其ノ他ノ処分ヲ為シ他人ヲシテ一定ノ目的ニ従ヒ財産ノ管理又ハ処分ヲ為サシムルヲ謂フ」

イ. 現行信託法4条1項※との関係

4条1項において、信託契約は、当事者の合意のみで成立し効力が生ずる諾成契約である旨が明示。

→②判決が、本件前払金が預金口座に振り込まれた時点で信託契約が成立するとした点は、現行法との関係では要検討。

※信託法4条1項

「前条第1号に掲げる方法によってされる信託は、委託者となるべき者と受託者となるべき者との間の信託契約の締結によってその効力を生ずる。」

(2) 信託の内容

ア. 信託目的

→①判決（厳密にはその原審）および②判決は、平成14年最判を引用している以上、信託目的は「工事の必要経費の支払いに充てること」（前払金が工事代金以外に使用されないこと）。

イ. 受益者をめぐる議論

- ① 発注者（委託者）のみを受益者とする説……平成14年最判・①②判決および多数学説。
- ② 下請業者・原材料納入業者を受益者とする説
- ③ 発注者と請負者を受益者とする説

2 残余財産における相殺可否—①判決・②判決および平成14年最判と異なる理論構成について

(1) 相殺肯定説

ア. 発注者・請負者を受益者とする説から

- ① 信託目的（発注者の前払金返還を確保）・受益者（発注者と請負者）
- ② 論理構成

i) 請負者の自らの資金や材料等で工事を進めた場合、発注者の前払金返還請求権（受益債権）は工事の進捗に応じて消滅する結果、発注者の受益債権額を超えて信託財産（預金債権）が存在する状態が出現する。

ii) 他方、請負者の受益債権は工事の進捗により決定され、前払金の中から報酬として請負者に支払われるべきものとして控除されていく。つまり、発注者の信託財産（前払金）は、請負者＝受託者に対する受益債務（報酬支払い）の履行として当然に固有財産になる。

iii) 受託者（請負者）は、帰属権利者として残余財産を取得するわけではないので、出来高確認による残余財産確定時期と受託者の破産手続開始の時期との前後による相殺禁止の適用の問題は生じない。

→出来高確認※により前払金返還請求権の額が確認されれば、金融機関は受託者（請負者）の固有財産となっている残余財産と相殺することができる。

※ここでは出来高確認は、単に信託財産と固有財産との区別を確認する事実の立証手続問題である。

⇔権利の移転に準ずる効果は与えられない。

〈批判〉

- a) 信託目的・受益者に関する理解が判例法理と異なる。
- b) 請負者が下請業者・原材料納入業者を用いた場合の発注者の信託財産の増減はどうなるのか不明。
- c) 受託事務の履行の結果を請負者が取得するものではないから妥当でない（前述）。

イ. 金融機関の相殺の期待を重視する説から

→信託終了後の請負者に帰属する残余財産たる預金債権と金融機関の請負者への貸付債権との相殺は可能。

〈根拠〉

- i) 発注者の受益債権は終始金融機関に対する普通預金債権なので、この預金債権に対する払出し禁止の解除により、信託の債権的拘束が解けることをもって、清算中の信託の目的である残余財産の受託者から受益者への移転は達成されており、清算中の信託は終了もしくは信託財産に及ばなくなる。
- ii) 信託終了後の前払金預金債権は通常の普通預金と異なることなく、金融機関がこれに対して請負者への貸付金との相殺を期待するのは不合理とはいえない。
- iii) 清算中の信託下での残余財産特定による預金債権の帰属は破産法71条1項1号の破産手続開始後の「債務の負担」とはいえない。

(2) 相殺否定説—独自性肯定説から

→信託終了時の残余財産を帰属権利者（請負者）に帰属させるためには、受託者の具体的行為が必要である。

〈批判〉

① 受託者の具体的行為とは何か？

……論者の言及なし（Ex. 残余財産をさらに別口預金口座を開設してそこに振り込むことか？）。

② 民法176条に関する判例・通説（意思主義）のもとでは物権行為独自性は否定されている。

3 総括

(1) 二つの高裁判決に対する評価

→出来高確認が破産手続開始決定の前後によって相殺可否が左右されるのは法的安定性に欠ける。

……出来高確認がたまたま破産手続開始決定後である場合には、金融機関がその遅延の責任を負わされるのは酷（不合理）であるように思われる。

(2) 私見の方向性

→発注者が請負契約を解除した時点で、本件のような信託は終了すると捉えて、出来高確認の前後問わず、破産手続開始決定がなされても、それが請負契約解除前でない限り、金融機関による相殺を認めるべきではないか？

〈根拠〉

- ① 本件のような信託は、受託者と残余財産の帰属権利者が同一であり、かつ、信託財産である預金債権には信託の公示が存しないので、受託者は何らの行為をすることなく、信託財産たる預金債権が受託者の固有財産になる（工事の進捗に応じて）と考えることができる。
- ② 出来高確認は、事後的清算としての信託財産と固有財産との区別を確認する事実の立証手続であって、客観的には工事の進捗に応じて逐次前払金は請負者の固有財産に変わるものといえる。
- ③ したがって、請負者がこのように取得する（請負者にこのように帰属していく）報酬は、信託が存続している限り、直ちに請負者の固有財産となっている。それゆえ、こうした固有財産に対する金融機関の相殺の期待は合理性があり、保護されるべき。
- ④ 以上を前提とすると、本件のような場合（②判決の事案）は、破産法71条1項1号が想定した事態とは異なる。

むすび—課題と展望

1 理論的課題

- (1) 本件のような信託の成立時期如何？……信託法4条1項との関係。
- (2) 本件のような信託の成立要件として第三の要件（信託設定意思）を要求すべきか？
⇔それとも、目的拘束性の中にこれは踏まれるとするか？
- (3) 本件信託を離れて一般論として、信託終了後の残余財産の帰属をめぐる解釈をどうすべきか？
意思主義 VS 独自性肯定 ？
- (4) 残余財産における相殺可否に関するきちんとした理論構成をどうすべきか？

2 前払金に関する信託の法理の及ぶ範囲—平成14年最判の射程範囲の確定

……〔他人のために金銭を保管すべき者が自己名義で預金をする様々な態様〕……

- (1) 弁護士が依頼人から預り金を預金した場合
- (2) 損害保険代理店が収受した保険料を預金した場合
- (3) マンション管理組合が収受した管理費を預金した場合

以上